

# 会員規約

一般社団法人フィジカルインターネットセンター会員規約（以下、「本規約」という。）は、一般社団法人フィジカルインターネットセンター（以下、「本法人」という。）と一般社団法人フィジカルインターネットセンター会員（以下、「会員」という。）との関係に適用し、入退会及び会員の種別等、本法人の運営ならびに会員活動の基本的事項を定める。

## 第1章 総則

### 第1条 （会員規約の適用）

本法人は、会員との間に本規約を定め、これにより本法人の運営を行う。

### 第2条 （会員規約の変更）

本法人は、円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。変更後の会員規約については、本法人のホームページ上への掲載、電子メール等の方法により通知した時点から、その効力が生ずる。

## 第2章 会員

### 第3条 （会員）

本法人が定める会員は次の4種とする。

#### （1） プラチナ会員

本法人の目的に賛同して入会の申込みをし、理事会にて入会を承認されたもの

#### （2） ゴールド会員

本法人の目的に賛同して入会の申込みをし、理事会にて入会を承認されたもの

#### （3） 会員

本法人の目的に賛同して入会の申込みをし、理事会にて入会を承認されたもの

以上の会員は本法人の社員となる

#### （4） 賛助会員

本法人の目的に賛同して入会の申込みをし、理事会にて入会を承認された一般社団法人、公益社団法人、学校法人など非営利法人

本会員は社員とならない

また会員サービスは、賛助会員として登録された法人の役員および常勤の職員・従業員に限り適用されるものとする

#### 第4条 (入会申込)

本法人の会員になろうとする者は、本法人が別に定める年会費を払い込み、入会申込書を本法人に提出しなければならない。

#### 第5条 (入会資格)

本法人の会員になろうとする者から前条の申込みがあったとき、理事長は、以下の項目に該当する場合には、入会を承認しないことができる。

- (1) 本法人の趣旨に反する場合
- (2) 虚偽の事項の記載があった場合
- (3) 反社会的勢力である場合
- (4) その他本法人が入会を適当でないと判断した場合

#### 第6条 (会費)

1 各会員の年会費は次の通りとする。

- (1) プラチナ会員

年会費：100万円

- (2) ゴールド会員

年会費：50万円

- (3) 会員

年会費：20万円

- (4) 賛助会員

年会費：なし

2 一旦納付された年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

3 年度の途中で入会する場合は、四半期割りで計算するものとする。

#### 第7条 (有効期間)

会員資格の有効期間は、本法人が入会申込書を受け付け、その入会を承認し、第6条に定める年会費の入金を確認したときから翌年3月31日までとし、以後、第9条による退会の申込み又は第10条による除名若しくは第11条による会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとする。

#### 第8条 (変更の届出)

- 1 会員は、その氏名、住所、又は連絡先等について、本法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
- 2 本法人は、会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益についての責任を負わ

ないものとする。

### 第3章 会員資格の喪失

#### 第9条 (退会)

会員は、その退会の日の1月前までに別に定める退会届を提出して、任意の退会をすることができる。

#### 第10条 (除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本法人の許可なく、本法人と競業する行為をしたとき
- (4) 本法人に登録する情報に虚偽の内容があるとき
- (5) 年会費が支払われないとき
- (6) 内外の諸法令又は公序良俗に反するとき
- (7) 本規約に違反したとき
- (8) その他の除名すべき正当な事由があるとき

#### 第11条 (会員資格の喪失)

前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (2) 総社員が同意したとき

#### 第12条 (会員資格の喪失に伴う義務の免除)

会員が前3条の規定によりその資格を失ったときは、本法人に対する会員としての義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。また、既納の年会費等及びその他の拠出金の払戻しを請求することはできない。

### 第4章 義務

#### 第13条 (会員の義務)

会員は次の義務を負う。

- (1) 本法人の定款並びにその他規則及び議決に従う。

- (2) 本法人の会費等を納入する。
- (3) 会員拡大に努める。

## 第5章 情報管理

### 第14条 (機密情報の保護)

本法人は、業務上知りえた機密情報の保護に万全を期する。

### 第15条 (個人情報の保護)

本法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期する。

## 第6章 損害賠償等

### 第16条 (免責及び損害賠償)

- 1 会員は、本法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によってその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、本法人は一切責任を負わないものとする。  
本法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本法人は、間接損害、並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。
- 2 会員間で紛争が生じた場合には、当該会員間で処理するものとし、本法人は一切責任を負わないものとする。
- 3 会員と第三者との間で紛争が生じた場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。
- 4 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

### 附則

本規約は、令和4年11月1日より施行する。

令和5年10月27日改定

令和6年1月17日改定

令和7年8月1日改定